

# 児童福祉施設(障害福祉課所管分)、障害者支援施設等の基準を定める条例の制定について

## 1 条例化する対象

根拠法	施設・サービス種別	基準省令
児童福祉法	指定障害児通所支援	指定障害児通所支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 児童福祉法施行規則
	指定障害児入所施設	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 児童福祉法施行規則
	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
障害者自立支援法	指定障害福祉サービス	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 障害者自立支援法施行規則
	指定障害者支援施設	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 障害者自立支援法施行規則
	障害福祉サービス	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
	地域活動支援センター	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
	福祉ホーム	福祉ホームの設備及び運営に関する基準
	障害者支援施設	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

**2 現行の基準の概要** (※アンダーラインは、本県の独自基準として新たに基準を設ける箇所)  
上記の各施設、サービスを行うにあたっての人員・設備・運営に関する基準を規定。

- |                                    |                                    |
|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 人員等に関する基準 | <input type="checkbox"/> 設備等に関する基準 |
| ● 職員の員数等                           | ●○ 備えるべき設備及び備品等                    |
|                                    | ● 居室面積基準                           |
|                                    | △ 利用定員 等                           |
| <input type="checkbox"/> 運営等に関する基準 | ○ 非常災害対策                           |
| ● 内容及び手続の説明及び同意                    | ○ 個別支援計画の作成等                       |
| ● 秘密保持等                            | ○ 相談及び援助 等                         |
| ● 事故発生時の対応                         |                                    |
| ● 虐待の防止                            |                                    |

注) ●=従うべき基準、△=標準、○=参酌すべき基準

## 3 県が定める基準の考え方

○本県の実情を踏まえた基準制定のため、審議会や関係機関、各種団体等からの意見聴取等により、利用者、事業者、市町村等の意見を把握したうえで検討を進めてきた。

### ■利用者・入所者のプライバシーの保持(相談室の設置)

個別支援計画の作成、相談など、業務を行う上で利用者のプライバシーの保持が必要であるため、指定児童発達支援事業所・指定放課後等デイサービス事業所(旧指定児童デイサービス)の設備について基準省令に相談室の規定はないが、サービスの提供に必要な設備として相談が出来る部屋の設置を、従来指導してきた。これら事業所と、同様の観点からプライバシー保持が必要な施設・事業所のうち、設備基準に相談室が規定されていないものについて、相談室の規定を追加する。

### ■非常災害対策

想定される大規模災害に対し、避難がより困難である障害児者の施設・サービス事業所等の非常災害への備えを強化するため、県地域防災計画に沿った独自基準を追加する。

○なお、その他の基準については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準とする。

## 4 山梨県独自基準(案)

○相談等を行うにあたりプライバシーの保持が必要な施設・事業所について、相談室の設置を追加  
【現在の国の基準】 なし(省令の定めがない施設・事業所に追加)

### 【本県の考え方】

省令で相談室設置の規定がない一部の施設・事業所について、プライバシー保持の観点から相談室の設置を規定する。(※経過措置を設ける。)  
基準において個別支援計画の作成、相談及び援助の提供が規定されているがこれらを行うためにはプライバシーが保持できる相談の場が必要である。

相談室の設置を新たに規定する施設・サービス  
(児童福祉法)

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター(障害者自立支援法)  
指定療養介護、療養介護

○非常災害対策 ※福祉保健部共通(全ての施設(利用者が通所、入所等をするサービスに限る。))

【現在の国の基準】(指定障害者支援施設等の基準の例。他の施設、サービスについても同様の基準)

- 1 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

### 【本県の考え方】

本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。

- ① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。
- ② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。
- ③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。